

三原市教育 I C T 巡回相談員業務仕様書

1 委託業務名

三原市教育 I C T 巡回相談員業務

2 目的

児童生徒及び教職員の I C T 機器等を効果的に活用することができる環境づくりを行うため、教育 I C T 巡回相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

3 委託期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

4 業務実施場所

三原市教育委員会及び三原市立小中学校 30 校（別紙 1）のとおり

5 業務日及び業務時間

- (1) 業務実施日は、月曜日から金曜日までの国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始、学校閉庁日を除いた日を基本とする。
- (2) 勤務時間は、午前 8 時 00 分から午後 17 時 00 分まで（休憩 1 時間含む）を基本とする。具体的な訪問時間については、三原市教育委員会及び各校と調整の上、決定する。
- (3) 各校には週 1 回程度訪問できる体制を構築する。（長期休業中の訪問については、三原市教育委員会及び各校と協議の上、実施する。）

6 相談員の人数

- (1) コーディネーター（1 名以上）
- (2) 巡回相談員（2 名以上）

7 業務内容

コーディネーターは、巡回相談員の配置に係る日程調整管理・業務状況の把握、指導助言を行える体制を構築し、必要に応じて各校を訪問すること。

巡回相談員は、各校を訪問し支援や相談対応を行うこと。

巡回相談では、学校から事前に提出された I C T 機器の効果的な活用方法に関する問い合わせに対して、現地対応やコーディネーターと連携した対応を行うことで、I C T を効果的に活用できるよう支援すること。

また、相談員は次の点について、支援及び相談対応を行うこと。

- (1) 文部科学省が提唱する「StuDX Style」のステップ1（ステップ2以降が公開された場合も含める。）への実現に向けた支援及び相談対応
 - ア G I G Aに慣れる（文房具や教具として使えるようにする）、日常のツールとして使いこなすための実践事例の紹介及び研修の実施
 - イ 「教師と子どもがつながる」実践事例の紹介及び研修の実施
 - ウ 「子供同士がつながる」実践事例の紹介及び研修の実施
 - エ 「学校と家庭がつながる」実践事例の紹介及び研修の実施
 - オ 「職員同士がつながる」実践事例の紹介及び研修の実施
- (2) 校務の効率化に係る I C T機器やソフトウェアの操作方法等の支援及び相談対応
- (3) 各校の実践交流を促進するため、Google Workspace(旧 G suite)を活用した情報収集やネットワーク体制整備
- (4) 障害対応支援
 - ア 訪問時に I C T機器の障害が発生した場合の一次対応及び現象切り分け支援
 - イ 原因が判明している簡易な I C T機器の不具合に対する処理

8 業務報告

業務全体の実施状況について、月次報告書を作成し、三原市に報告する。報告書の内容及び三原市への報告方法の詳細については、別途協議の上、決定する。

9 相談員に求められる要件

- (1) 文部科学省が提唱する「StuDX Style」のステップ1（ステップ2以降が公開された場合も含める。）に関する知見
学校からの相談状況に応じて、具体的な実践例を学校に示し、相談員から提案すること。
- (2) コミュニケーション能力
教員及び児童生徒と円滑にコミュニケーションを図ること。
- (3) I C Tに関する知識及び研修
受託者は、業務実施までに相談員に対して次の研修を実施すること。
 - ア 学校や教員の全般的状況、教育的知識に関する研修
 - イ 技術研修（ネットワーク知識等を含む）
 - ウ 著作権、個人情報に関する研修
 - エ 情報モラル、情報セキュリティに関する研修
- (4) 三原市が導入している学習者用情報端末及び周辺機器、ソフトウェアに

関する操作方法，学習に効果的な活用方法について十分な知識を有すること。

10 機密保持

受託者は，本業務の実施に関して取得した情報を第三者に開示または業務外の目的で使用してはならない。委託契約終了後も同様とする。

11 著作権等に関する配慮

業務の実施にあたり，作成したマニュアルや成果物に係る著作権は，受託者が保有することとするが，事前に協議の上，三原市としても成果物を使用，又は複製し公表することができる。

12 事故対応

相談員が業務実施場所等へ移動する際や業務実施場所において，事故が発生した場合は，被害者，加害者を問わず，受託者が責任をもって対応する。

13 経費等

- (1) 本業務に関する費用については，すべて受託者の負担とする。
- (2) 受託者の責任により，学校のICT機器等に損害を与えた場合は，受託者において復旧に要する費用を負担する。

14 再委託に関すること

- (1) 受託者は，本業務の全部を一括して第三者に委託し，又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は，本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は，事前に三原市に対して書面報告し，承認を得なければならない。

15 その他

本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し疑義が生じた場合については，その都度，三原市教育委員会と受託者が協議し，誠実に対応する。

(別紙1)

	学校名	住所	電話番号
1	三原小学校	三原市館町2丁目3番1号	0848-62-2165
2	糸崎小学校	三原市糸崎5丁目3番1号	0848-63-3184
3	木原小学校	三原市木原3丁目2番20号	0848-68-0125
4	中之町小学校	三原市中之町6丁目4番1号	0848-62-3244
5	西小学校	三原市西宮2丁目7番1号	0848-62-3246
6	田野浦小学校	三原市宗郷1丁目10番1号	0848-62-3247
7	須波小学校	三原市須波1丁目22番1号	0848-67-0248
8	深小学校	三原市深町1589番地	0848-62-4665
9	南小学校	三原市円一町二丁目7番2号	0848-63-3181
10	沼田小学校	三原市沼田2丁目1番32号	0848-66-0249
11	沼北小学校	三原市小坂町3515番地	0848-66-0240
12	沼田東小学校	三原市沼田東町片島273番地	0848-66-0250
13	沼田西小学校	三原市沼田西町松江1508番地	0848-86-2116
14	小泉小学校	三原市小泉町4840番地1	0848-66-3204
15	幸崎小学校	三原市幸崎能地3丁目16番2号	0848-69-0028
16	鷺浦小学校	三原市鷺浦町須波2189番地	0848-87-5222
17	本郷小学校	三原市本郷北3丁目15番1号	0848-86-3300
18	本郷西小学校	三原市本郷町南方4003番地	0848-86-2607
19	久井小学校	三原市久井町下津735番地	0847-32-5005
20	大和小学校	三原市大和町大具2362番地1	0847-35-3525
21	第一中学校	三原市糸崎5丁目7番1号	0848-62-3211
22	第二中学校	三原市中之町2丁目14番1号	0848-62-3212
23	第三中学校	三原市宮沖3丁目15番2号	0848-62-3213
24	第四中学校	三原市須波ハイツ2丁目26番1号	0848-69-2594
25	第五中学校	三原市沼田東町片島532番地	0848-66-0215
26	幸崎中学校	三原市幸崎能地3丁目16番1号	0848-69-0004
27	宮浦中学校	三原市宮浦5丁目29番1号	0848-64-1591
28	本郷中学校	三原市下北方2丁目27番1号	0848-86-2030
29	久井中学校	三原市久井町下津10735番地	0847-32-6019
30	大和中学校	三原市大和町大具2280番地	0847-34-1111